



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

名古屋高裁も認めた鳥居公災

支援の力大きく

基金は上告するな！



勝利を喜ぶ原告の鳥居さん（写真中央）と弁護団・支援者

法廷に入り、裁判長から判決の言い渡されるまでの15分間がこんなに長く感じたことはありませんでした。

主文「本件控訴を棄却する」「控訴費用は控訴人の負担とする」と極めて簡単明瞭な判決の言い渡しで、あっという間でもありませんでした。

実は、昨年6月29日の地裁判決、他の裁判判決日でも被告側の代理弁護士は入廷していませんでした。

ところが今日は控訴人席に居るではありませんか、代理人のF弁護士が・・・

（勝算があると見込んできているのか？とギクッとしたのです。だから余計に待つ時間が長く感じたかと思います）

帰宅して判決文を読みました。

紙面上詳細に触れることは出来ませんが基金側の一審判決は「誤り」とする主張に対して我々の主張がしっかりと認められた判決だと確信しました。

1. 平成23年7月12日最高裁判例（京都市立小・中学校の教諭が行った時間外勤務は給特法と京都府条例に違反すると提訴し最高裁で原告敗訴）を引き合いに出して、鳥居先生に対する「包括的な職務命令による時間外勤務を公務」と認めた一審の判断は誤りである。との主張は、「上記23年最高裁判決は、教職員が従事した勤務時間外の勤務が公務と言えるか否かを判断したものではないから、控訴人の主張はその前提において採用できない」と被控訴人側の主張が認められました。

2. 学校祭の「おばけ屋敷」の準備は不必要、部活動後の教材研究、学校事務、学校祭前夜の「夜警」は校長の職務命令は無く鳥居先生が勝手にやったボランティアだから公務には当たらない。

との主張に対しても、おばけ屋敷の準備で事故防止や生徒の負担の観点から応援する必要があった。部活後の時間外勤務についても、学校事務等による負担と陸上部の指導に要する時間からすれば、勤務外に及んでもやむお得不い。したがって校長の包括的な職務命令の及んでいるものと認められる。

「夜警」についても、自主的にやったとの主張に対して、夜警は宿泊を伴うものであるから学校としてもその要否・内容を検討し、それが不要であれば本年度は実施しないと決めるべきであり、校長等において夜警の実施を事前に承知しながら、止めた形跡は認められないのであるから、実施の必要性ある職務と判断していたもので、鳥居先生等の夜警と泊まり込みについても校長の包括的な職務命令が及んでいるものと認められ、控訴人の主張は採用できないと一審判決の正当性を認めています。

3. 鳥居先生のもやもや病について、もやもや病の専門家である岡本医師と加藤庸子教授は「長時間労働によるス



喜びにつつまれた報告集会で

原告を囲む事務局メンバー

トレスからくる血圧上昇とは直接の因果関係はないと主張するが、認定基準を超えるような労働時間の労働をした場合は、自然的経過を超えてもやや血管が破綻しやすくなるのかとの一審での控訴人側の岡本医師の証言は「可能性としては有りうると思います」と答えている。新宮医師の意見書も同様の意見を述べており、加藤庸子教授の意見を直ちに採用できないと判断しました。

4. 地域クラブの労働は公務として認められなかったが、労働時間の集計が正規の労働時間と、地域クラブでの労働時間を分けただけで実質的な時間外勤務数としては地裁が認めた労働時間が認められている。

他にも控訴人側の主張を排除して、「控訴棄却」の判決が出ました。

報告集会で3人の弁護団から強調されていたように、裁判所への要請署名が高裁の1年4カ月の短期間で24,422筆、上申書は団体署名258通、上申書229名の提出に表れているように、全国各地からのご支援、裁判傍聴はいつも満席となり、必ず「公務災害認定」を勝ち取るぞという意思を法廷に伝えてきた結果の勝利判決です。

読者の皆さんがこの記事を読まれる頃は、基金の上告を断念させて本当の勝利を噛みしめていることを信じています。皆さんへの感謝をこめて。

「鳥居公災を求める会」事務局長 杉林信由紀

全国各地から過労死なくせの大きなうねりが

愛知過労死家族の会代表

鈴木美穂

皆様のご支援により、鳥居さんの裁判が、一審に続き名古屋高裁にて勝利することが出来ました。

基金の認めない結論が先にありきのなかで、粘り強く支援された杉林ご夫妻の活動には頭の下がる思いです。どうぞ、このまま確定されて、「包括的、職務命令が有った」と言う高裁判決が、現職の先生方に反映されますように祈るばかりです。

現在過労死防止法の制定を求める要請署名は全国で 314,000 筆を超えました。

愛知は中弛み状態です。季節も秋本番、動きやすい時期でもありますので、皆さんエンジンかけましょう。

また、大阪、(八尾市、高槻市、吹田市)に続いて神戸市議会でも全会一致で基本法制定の意見書の採択がされました。政令都市では初めてです。一斉の街頭署名も全国で 11 月 10 日に計画されていますが、愛知は皆さんの予定が悪く、独自の取り組みになります。

我、愛知は遅れているのですが、豊川市の堀裁判の最高裁での勝利をうけて、豊川市が

パワハラ防止の基本方針を策定したことから、まずは豊川市を手始めにというところです。

他県の取り組みに対して、愛知の取り組みが遅いのは家族の会もなかなか結集できてなくて成果に結びつきません。私の力不足です。個人の力は限界がありますが、これからは私共が地域に出かけて署名を取るとか、連合や中立の組合、お願いの働きかけのされていない所へ働きかけて行こうと提案されています。

また、よその県をまねて、地元選出の議員を訪ね力を貸していただけるようお願いに行こうと思っています。労働法が守られていれば新たな法律は必要ありません。

多くの人が、長引く不況人員削減の影響で、長時間残業やサービス残業が続き、休みも十分取れない。忙しい人と、失業して職に有りつけないギャップ。いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントと減る様子もない。防止法が制定されて、働く人たちが仕事を原因として命を落とす事の無いように目指したいと思います。ご支援ください。



高裁判決の日、裁判所に入廷する原告と支援の仲間

第5回 健康で安全に働くための交流集会

労安活動を取り組めんで、何が労働組合じゃ！

愛知健康センター事務局長 鈴木明男

吸い込まれるような真青な空の下、(10/20～21) 琵琶湖畔で「健康で安全に働くための交流集会」が開催されました。全国からおおよそ70名(内愛知は5名)の参加者があり活発な交流集会でした。

初日は記念講演として北海学園大学の川村雅則准教授から「人間らしい労働の実現に向けて」と題して、規制緩和一非正規雇用とワーキングプア問題など現実問題に焦点を当てたお話しでした。労働実態の調査活動の重要性、とりわけ労働時間では家族との団欒、在宅時間の確保を強調されたのが印象的でした。

全国センター参与の木下恵市さん(77)の講話は自身の生い立ちから始まり、労安活動へ取り組みのきっかけとなった労災事故に人生を重ねて語りかけ、人間味を感じました。これまでに何度か木下さんと懇親会の席で話を伺ったことがありましたが、素面の木下さんから講話を聞くのは初めてでした。「労安活動を取り組めんで、何が労働組合じゃ！」という話には少し力が入って、いつもの木下さんをちょっと感じました。

愛知から参加、報告した福祉保育労の安藤実花さんのお話しは解りやすく好評でした。保育園に産業医をおかせたこと、作業姿勢や

休憩時間の確保で職業病にならない自発的「予防」の取り組み、また、「NPO健康を支える会」を立ち上げたことなど貴重な情報を得ることができました。

二日目は「安全衛生委員会をいかに活性化するか」など4つのグループに分かれて各人がテーマに対して思いをラベルに書き出して、共通項を集めて全体として言いたいこと、問題点をまとめていく(KJ法)分科会が行われ全体集会で各グループから「まとめ」の報告がされました。

最後に田村副理事長から「二日間、労安のそもそも論を学ぶ機会となった。すぐに忘れてしまわないでないで成果を来年報告できるように・・・」が心に残りました。



意見をカードに書いて貼り付けるKJ法で討論

心が痛む福島原発避難者の言葉

「健康と安全に働くための交流会」に参加して 小出 典子

少し色づいてきた近江路の旅は、これからが見頃を迎えるところです。初めて交流会に参加して、「人間らしい労働に向けて」と「私と労安活動、いの健運動」の記念講演があり

ました。講演後の指定報告の中で、労安活動の取り組みや安全衛生委員会を生かし、職場環境向上の活動報告などがありました。私は第2グループの討論の報告をします。

「職場での労安活動のために何が必要か、何から始めるのか」企業等の責任と役割、専門家等による学習会、職場等の監視活動、安全衛生委員会の監視など、多くの意見が出されました。私は、過労死がなくなるよう、企業の責任と過労死防止基本法を成立させるための署名運動を広げていくことなどを発言しました。

また、参加者の方との交流も大変勉強になりました。福島原発で苦しんでいる方々のことを同室の方に聞いて心に残っていることがあります。それは、汚染された双葉町全部を埼玉県が受け入れ、廃校した県立崎西（きさい）高校で生活をしている方のお話です。1

つの教室をダンボールで4つに区切った状態で今でも生活をしていらっしゃるのですが、使えるのは水道だけ。火は使えないため煮炊きができず、支給されていた弁当も自費となりお金もなく生活しているそうです。そして、心配されているのは、甲状腺の検査をしてももらえない事だそうです。検査を受けることが今一番の願いだそうです。

この記事を読んで一人でも多くの方に、この現状を知っていただけたらと思います。交流会では、たくさん学び、他県の方と交流ができましたことを今後の活動に活かせるようにしたいと思っています。

「職場運営見守る会」発足、豊川市に申入れ

最高裁で公務上災害が確定した豊川市職員堀さんの、再発防止などの求めに対し、豊川市はパワハラ防止要綱の策定や堀さんの「命日」をパワハラ防止週間とするなどの対策を立てることを明らかにしました。

「堀さんの公務災害認定を支援する会」は報告集会後、解散しましたが、パワハラ防止の対策が職場に定着するのを見ていく必要があると『豊川市の職場運営を見守る会』を発足させました。

豊川市の職場にパワハラ防止が周知・徹底されることを期待し、年1回(5月頃)、豊川市から職場での実施状況の報告を受け懇談したいと考えています。会の発足と趣旨について豊川市に10月11日付けで申し入れました。

※先日、豊川市が策定した「職場におけるパワーハラスメントの防止に関する基本方針」(平成24年10月)豊川市と「OJT」推進マニュアルを手に入れました。

基本方針は堀さんの事件が明記され、パワハラ概念や行為を明らかにし、法的罰則や懲戒処分にも触れています。

そのうえでパワハラを出さない職場運営に

ついて分かりやすく紹介し、「相談処理委員会」を設置、委員に豊川市職員労働組合の推薦するものを加えています。

当面作成された基本方針の説明など求めて懇談する予定です。



東海地域で労安活動の交流を!!

東海セミナーの開催に向けて懇談会

愛知健康センター事務局長 鈴木明男

去る10月11日に名古屋の労働会館で東海4県の労安担当者が集まって懇談会を行いました。

出席したのは愛知の5名、静岡の3名、岐阜の2名と三重の1名。全体で11名が参加しました。

会は最初に参加者の自己紹介から行い、静岡県教員だった木村小百合さんの公務災害認定の取組みについて橋本正紘さんから報告を受けました。続いて橋本さんの後継者としてバトンタッチする相曽さんがリタイヤを機に労安運動を進める決意を語りました。

岐阜県からは労働者相談センターの松本さんと過労死家族の会の伊藤さんが駆けつけてくれました。伊藤さんは岐阜市役所では毎年のように職員の自死が続いている、夫も過労死だと基金支部に訴えています。

三重県の唐沢さんは元中電人権争議団出身で現在、県労連議長です。「県内にも過労死やうつ病で闘っている人達がいる。小さな県労連だが労安運動を進めたい」と抱負を語りました。

全国センター理事の吉川さんから問題提起として各県での地方センター確立へ向けて交流を進めようと、地域セミナーについての主旨を述べた後、参加者からの意見交換が行わ



熱心に意見交換する役員

れ、大筋でセミナーの開催に向けて合意ができ、活気のある集会となりました。

今回の懇談会は12月4日(火)14:00～16:00 労働会館で開催されます。各参加者への宿題はセミナーの記念講演を誰にお願いしたらとか、岐阜で建交労が取り組んでいるじん肺訴訟や、教育現場での労安活動、経営者が労働者と一体となって労働時間の短縮を実現している未来工業(株)の話題が盛り上がりました。

静岡浜岡原発でのアスベスト被災訴訟が勝利解決を目前にしている状況などについて次回はいい報告ができそうだと密度の高い懇談することができました。

第1回のセミナーは懇談を重ね、来年2月をめどに行い、4県持ち回りで毎年開催できればと思います。



岐阜 伊藤さん



松本さん



静岡 橋本さん



相曽さん



大畑さん



三重 唐沢さん

いのちと健康を守る東海ブロック版

東海ブロックの交流が始まったのを契機に『いのちと健康』（愛知働くもののいのちと健康を守るセンター発行）に、東海4県の情報を掲載することにしました。

できれば通信制度によって各県からの情報を寄せていただき、掲載するようになっていきます。ご期待下さい。今回は静岡・木村先生の事件を書籍『新米教師の死が残したもの』（高分研）から報告します。（本の注文は事務局へ1冊1500円）

人の死は、社会にあっては常に日常の一部です。人は誰でも死んでいく存在であり、親しい人びとをやがては見送り、自分もまたいつか去っていく日がくることを私たちはみな自覚しています。

しかし、ときには大きな社会問題を孕んだ死があります。痛切に時代を象徴し、告発する死があります。ただ悼み、そのままに埋葬することはできない特別な死があります。2004年9月、静岡県磐田市での木村百合子さんの死は、現代日本にあってそのような死であったように思います。

彼女の職業は教師でした。まだ24歳でみずみずしいばかりの夢をその仕事に抱いていました。子供の幸福な成長は誰にとっても喜びであり、教育は社会が次代に託す希望です。彼女はそうした役割を果たす教師の仕事に憧れ、子供とともに生きようと歩み出したのです。

ところが、百合子さんは、新任教師となってわずか半年で自ら命を絶しました。彼女にいったい何があったのでしょうか。

「自分の授業が下手だから…それはそうだけど、教室内の思い空気になんとも言えない息苦しさをを感じる。子供を愛すること…できているのかな」

彼女の残した記録から、百合子さんの仕事に寄せる初心と現場での悩みが浮かび上がってきます。教師の仕事には、いつの時代にも人を惹きつけてやまない魅力があります。同時に耐え難いほどの苦しみや悲しみ、つらさを教師にもたらすこともあります。教師の仕事はつねに難しさを孕んだものですが、今日、日本の学校は苛酷ともいえる苦難にさらされています。

「私は苦しいのだ。私は苦しかったのだ。私はつらかつ

たのだ。自分の才能や天性に対しての評価とは関係なく。私にとって苦しいものは、私にとって苦しい。ただそれだけのこと」

日記に人知れず百合子さんはそう書き残しました。教師の苦しみは子どもの成長に直接かかわっています。多くの教師たちが心身を病み、みずから死を選ぶほど苦しみながら、子どもだけが幸福である学校が存在するのでしょうか。

教師が生きづらい学校は、子どもにとっても生きづらい学校にちがいません。だからこそ、教師がこれほど苦しまなくてすむ学校現場を、それは小百合さんのご遺族と裁判を支援した人びとの祈るような目が亥だったと思います。

木村百合子さんの命はもはや還ることはありません。しかし、彼女を死に追いつめた「過去」は、今も生きている日本中の教師を苦しめ続けているのではないのでしょうか。「誰が悪かったのか」を追及するのではなく、木村百合子さんが教師として生きた軌跡をできるだけいねいに追うことから「何が教師を追いつめているのか」を解明したいと私たちは願います。

そこから、「いま学校で起きていること」を明らかにしていきたいと思います。今日のあふれるほどの「学校批判・教師批判」や政治によって次々に提起され強行されている「教育改革」が現場に何をもたらしているのか問い直したいのです。多くの人々が、学校や教師について語るなら、まずこの学校の現実と教師のありのままの仕事を知ってほしいと望みます。

ふたたび同じ悲劇が起こることがないように、学校が子どもを育てるにふさわしい人間らしい温かさや大らかさで支えられ、学びの場にふさわしく自由で研究的な場所となるように。日本の学校をそうつくり変えることが木村小百合さんへの何よりの献花になると信じて、私たちはこの本を作りました。

「はじめに」編集者の一人として（佐藤 博）より



② 労働監督行政は労働者を救え！

夫が過労死した場合、労働基準監督署に出かけて相談をする。最初に優しく手続のことを教えてくれ、労働基準局は労働者の味方のように思われる。ところが、実際はそうでないことが多いのが実態である。

最近あった事例①

はじめは、丁寧に質問にこたえ、話も聞いてくれて労災の申請をする気持ちになったが、二度目には会社側からの働きかけがあったようで、態度が変わっていた。会社での聞き取りの真偽について、遺族に確認することもせず、会社の提出した営業記録は1年前のもので、事件前6ヶ月のものはなく、なぜかそれは不問にされ、社長や副社長からの聞き取りもないままに判断していた。会社の経営が傾き、被災者はそれを危惧していたことは何も調べていなかった。判定は二度とも「不認定」だった。

事例② 原田さんの場合

夫は亡くなる前に社長から暴行を受け、怪我をしていた。それが刑事事件として有罪になり、会社は罰金まで支払っていた。刑事事件について職場の何人かに労働基準局は聞き取り調査をしていたにもかかわらず、その調書を隠していたように思われる。弁護士の追求でそれがあきらかになると、一転して「不認定」を取消、「認定」に改めるという前代未聞の解決を図った。

事例③ 鈴木美穂さんの場合

提出した書類を一部隠すようなことは昔もあった。夫の死亡は労災として欲しいという会社の意見を書いた書類をつけずに中央審査会に出していたことがわかり、その責任を追求したことがある。労働基準局はまさかそんなことはしないだろうと思っていたが、全く中立の立場もなげすめて、初めに「不認定」ありきの進め方をする場合もあった。

なぜ、こんなことがおこるのか

① 労働局にも、財界の圧力がかかる。

アスベストの労災を出した企業名は新聞に公表されるのに、過労死を出した企業の名前を公表しない。企業の印象が悪くなるからとか、今後の調査に支障があるとか理由をつけている。大阪地裁に訴えた寺西さんの場合は勝訴になったが、労基署は高裁に控訴している。これらは労働基準監督署が企業に気を使っている事例である。

② マニュアルに従って仕事をする。

マニュアルにないことは触れたくない。マニュアルを変えることは面倒な手続きがいるので、マニュアルにないことは考慮したがいらない。関岡さんの中央審査会の会長は①うつ病

にかかったのはいつからですか。②自殺する前に何か大きな事件がありましたか。と質問してきた。この二つが認定の条件とされる彼らのマニュアルである。

その答えを遺族に要求する。医者でもない。会社の中を知る立場でもない遺族に聞いてきて、その答えがなければ「不認定」にする。中央審査会の審査も気楽な作業である。

③ 30分で審査ができるのか

関岡さんの中央審査会で気づいたことがある。この日、中央審査会是一日に11件審査する。1件あたり、30分しか審理をする時間は割り当てていない。審査委員には1週間前までに資料を送らねばならない。弁護士は必死

で努力して 10 センチをこえるような書類を期限までに提出した。審査員が 1 件あたり、厚さ 10 センチもある資料を全部読んで審理に参加しているとはとても思えない。読むだけでも大変である。審査委員も事件をかかえずぎている。そして 7 時間も続けて審査すると頭も回転しなくなる。関岡さんは 10 番目であった。必然的に、表面的なマニュアルに従った見方で判断するのが、能率的である。ひ

と頃、中央審査会は未審理案件がたまっている、世論の批判を浴びた。そこで考えたのが、労働局 OB による原案作りである。下請け機関が調べて決めてくれた原案に従ってそれを追認するのが中央審査会の役割ということになりがちである。被災者・遺族の救済の任務は忘れられている。審査請求数の 38% が認定された公式発表の数値である。

労働者の立場に立ってほしい

労働基準監督官は取り調べの権限を持っている。会社の中のことは遺族にわからない。それを調べるのが監督官の仕事である。しかし、その調査が杜撰だと運良く証拠がある場合だけしか、労災は認められないことになる。現在の審査会制度は抜本的な改革が必要に

なっているのではないだろうか。せめて、一生懸命努力して集めた遺族の資料は隠したり、無視したりせずに審理の場に出して、中立の立場で公正に審査してもらいたい。不認定先にありきといわれる状況は早く変えていただきたい。これは政治の責任かもしれない。

事務局 宮崎脩一

貴重な？ 体験をした中央審査会

関岡恵美子



労働委員会（東京）前
左から宮崎、関岡、森、仲松の各氏

10 月 2 日、中央審査会に名古屋共同法律事務所の弁護士二人と内野さん、宮崎さんと 5 人で出席しました。当日はまず、請求人である私からの主張です。遺書のない夫のうつ病を証明するために、夫の家での微妙な変化を時系列に並べて述べました。また、最も重要

な夫の営業報告書が会社から提出されていないことを指摘し、直属の上司の社長・副社長からの聴取もなされていないことを含め、岡崎労働基準監督署のずさんな調査に納得がいかなかったことを述べました。審査会からは今までの調査については一言も触れずに、うつ病であるなら被災者をなぜ病院に連れていかなかったのか。家以外での変化の様子を述べるようにと、到底答えることができない質問があり、何を私に求めているのか、どこへ誘導しようとしているのかわからないものでした。

やはりこの日に感じたことは、審査会も決して中立ではなく、丁寧に現実を見ようとする姿勢がないというものでした。むしろ、流れ作業の中に放り込まれ時間を費やした気分させられたのは何故でしょうか。10 月 2 日に体験した貴重な？出来事でした。

長時間労働、会社の協力も得、迅速に労災認定

今年2月、愛労連労働相談センターに、「会社にでられない。以前にうつ病を患った」と、0さん（男 31 歳）とお母さんがこられました。相談員の黒島さんと「うつ病」と言うことでセンターの吉川が対応しました。

詳しく聞くと、いま無断欠勤になっており、会社からは「小さな会社で余分な人員をかかえることはできない。退職してもらおう」と話があったそうです。会社は食材を運搬する貨物運送業。運送の他にも倉庫の管理なども担当し、毎月 100 時間を超える残業を 5 年にわたって働いているとのことでした。

急を要するので、まず診断書をとって、休業すること。（賃金支払いがないので、健保の傷病手当金の手続きをする）うつ病発症は長時間労働による労災の可能性が高いので労災申請することを勧めました。

会社と話し合うのに組合に加入した方がよいとの判断で、3 月 1 日に 0 さんはローカルユニオンに加入、3 月 16 日ローカルユニオンは会社に 0 さんの退職（解雇）は断る。労災申請をする。と申し入れました。会社の協力もあり、3 月 25 日付けで名古屋南労基署に労災申請をしました。

その後、請求人への聞き取りが行われましたが、労基署が会社にたち入り、従業員の聞き取りを行ったそうです。（この時期に会社の従業員が運転中に交通事故を 3 件も起こしたことも明らかになった）8 月 31 日、労基署はうつ病発症を労災と認めました。

また会社の労働時間と超勤算定に矛盾があり、「会社には是正請求するとよい」との助言も受け、会社と話し合いが継続しています。

（文責）吉川正春

過重労働を苦に夫が自死、労災申請へ

私の夫（大迫正人）は、平成 24 年 5 月 1 日一宮市の木曽川で水死体となって発見されました。会社の作業服を着たままで、推定死亡日時は 4 月 19 日、59 歳でした。

夫は桑名市の「やまぜんホームズ」の設計工務部に所属、注文住宅完成までの責任者（現場監督）でした。天候を気にしながら、資材や人員の手配、工程表に基づく工事の進捗具合を管理、各種検査を受けながら施主の満足度を高めねばなりません。注文住宅の建設は、業種の異なる十数社が関わり、人間関係も複雑で十数件が同時進行のときもあったようです。

住宅建設は予定通りうまくいったり前、工期が遅れたり、注文の品が間

に合わなかったりすると大変なようでした。夫の仕事現場は、愛知、三重、岐阜の三県にまたがり、時には渋滞にも巻き込まれ、調整には苦労していました。

亡くなる数ヶ月前から、顔色が悪く表情も硬くなり「仕事を辞めたい」と度々漏らすようになりました。夫はまじめで責任感が強く、家庭でも優しい子煩悩な父でした。律儀な性格で「やまぜんホームズ」へ入社以来、有給休暇をとったこともなく仕事一筋の毎日でした。車の中でもイヤホン式の携帯電話をかけて、気の休まる時がありませんでした。

まじめで責任感の強い夫は仕事の重圧に耐えきれなかったのだと思います。

大迫恵子

現在、弁護士と健康センターの協力で労災申請手続き中

労働局との第2回懇談会など、総会方針の実践を協議

10月4日(木)、15人の参加で理事会が開かれ、総会報告、記念講演の感想、特別決議の関係団体への送付などが報告されました。

報告・討論では、労働時間の管理について意見交換されました。学校職場へのタイムレコーダーの導入動向や、大企業関連では会社が労働時間違反を摘発しているような状況が報告されました。

また、メンタルの相談が多く、大企業関連では休業させるが復職をなかなか認めず、休職期間満了の解雇が見られる。業者の共済活動によると、大腸ガン検診も33%の受診率で、まだまだ。

いくつかの報告に続き、総会方針に基づく、労働局との懇談、東海セミナーの準備など話しあわれました。次回は1月10日(木)です。

※総会の特別決議(過労死ライン 80 時間を超える 36 協定問題)は、下記団体に送付させていただきました。

- ・ 厚生労働省 労働基準局 中野雅之局長
- ・ 日本経済団体連合会 米倉 弘昌会長
- ・ 日本労働組合総連合 古賀 伸明会長
- ・ 全国労働組合総連合 大黒 作治議長
- ・ 全国労働組合連絡協議会 金澤 壽議長
- ・ 中部経済団体連合会 川口 文夫会長
- ・ 労働組合総連合会愛知県連合会 土肥 和則議長
- ・ 愛知県労働組合総連合 樽松 佐一議長
- ・ 愛知全労協

22 期の理事会と事務局

理事長	高木 弘己	医師(協立病院)
副理事長	水野 幹男	弁護士(水野法律事務所)
副理事長	佐々木昭三	社医(全国センター理事)
副理事長	大谷宇太己	愛労連事務局次長
事務局長	鈴木 明男	事務局(元住軽金)
事務局次長	吉川 正春	事務局(元名水労)
理 事	荒木 照世	事務局(元名教労)
理 事	今枝 正昭	事務局(元名教労)
理 事	大家 信義	事務局(元全税関)
理 事	鈴木 美穂	事務局・家族の会
理 事	宮崎 脩一	事務局(元愛高教)
理 事	今村 浩一	愛高教
理 事	幸島 元彦	医労連みなと医業労組
理 事	松尾 成吾	愛教労
理 事	安藤富美子	名古屋教職員労組
理 事	稲嶋 保之	コープあいち労組
理 事	奥村 敏男	名古屋市職員労組
理 事	丹羽 税	名古屋水道労組
理 事	岩井 羊一	自由法曹団(南部法律)
理 事	橋本 憲幸	愛知国公関連共闘
理 事	高木 真一	名古屋中センター

理 事	黒田 温子	福祉保育労
理 事	根本 壮	個人理事(元市職労)
理 事	三米 国康	一宮センター事務局長
理 事	若月 忠夫	西三河労連
理 事	小栗 章雄	民医連
理 事	石村ひろ江	建交労
理 事	大岩 強	JMIU
理 事	樽井 直樹	東海労働組合(名古屋法律)
理 事	竹田 越夫	名古屋市立高校教員組合
理 事	浜島由紀夫	国鉄労組愛知県支部
理 事	林 達也	自治労連
理 事	野口 順	全港湾
理 事	鈴木 義一	愛商連
事務局員	加納 博	事務局(元愛知連絡会)
事務局員	鈴木 利生	事務局(元名高教)
事務局員	近森 泰彦	事務局(元中電)
事務局員	木村 政利	事務局(元住軽金)
事務局員	小出 典子	家族の会
監 事	土井 照雄	元港地区労
顧 問	山田 信也	名大医学部名誉教授

ホームページを更新しました

ブログ作成のお知らせ

愛知健康センターのホームページが、なかなか更新できずその役目を十分果たしてこられませんでした

今回、事務局今枝さんの紹介で、中村区在住の鈴木英男さんをお願いすることができました。立ち上げと基本事項は鈴木英男さんをお願いし、日程や会議録などの更新は事務局の木村さんを中心に行うことになりました。

「ブログ」という形式で情報を発信する運びとなりました。親しみやすい体裁とわかりやすい内容、そして新しい記事を早くお届けしたいと思っています。

ブログのアドレス：

<http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

居酒屋健康センターのご案内

好評の「居酒屋」健康センターは
12月7日(金)18:30からです。
お気軽にご参加下さい。
お待ちしております。



「過労死110番」電話相談

11月23日(金)勤労感謝の日

NPO法人愛知健康センター

NPO愛知健康センターは、勤労感謝の日に「電話相談 過労死110番」を開いてきました。ことしも「勤労を感謝し合う」日にふさわしい行事として取り組みます。

「困ったら一人で悩まず先ず電話」を合い言葉に、「過労死110番」を開きます。

NPO愛知健康センター事務所 (労働会館本館306号 熱田区沢下町9-3)

- ・ 日 時：11月23日(金・祝) 午前10時～午後5時
- ・ 受付電話：052-883-6966 FAX：052-883-6983

一宮地域健康センター事務所 (一宮市本町1-6-12)

- ・ 日 時：11月23日(金・祝) 午前10時～午後4時
- ・ 受付電話：0520-23-6671 (ファックス兼用)

・ 西三河働く人のくらし・健康ネットワーク (安城地区労事務所 安城市住吉町7-17-20)

- ・ 日 時：11月23日(金・祝) 午前10時～午後5時
- ・ 受付電話：0566-98-6911

電話相談は 健康センター事務局および労働組合相談員が担当します。

建交労愛知の取り組み

職 場 の

労働安全衛生

第3種郵便物認可

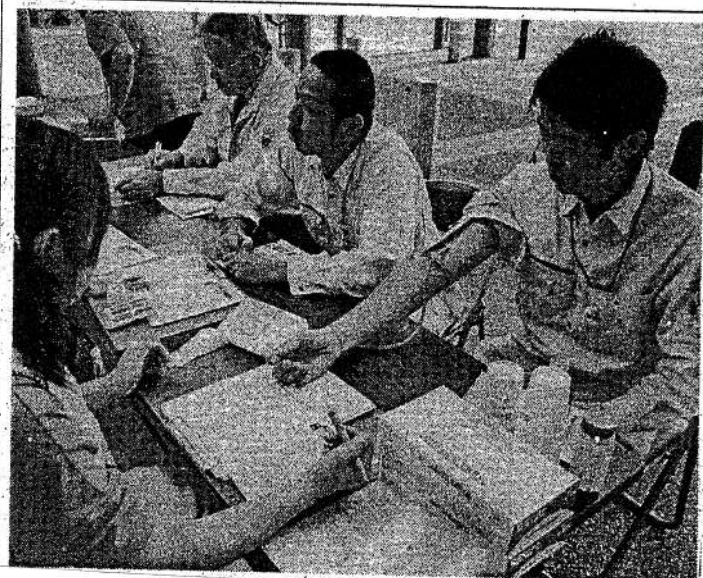
東愛知 2012.10.10(水)

トラックの日(10月9日)にちなみ、全日本建設交通一般労働組合愛知県本部(谷藤賢治執行委員長)は9日、豊川市市田町の赤塚パークキングエリア(PA)でトラック運転手の健康チェックを行った。

トラック事故防止へ

運転手の健康チェック

豊川
赤塚PAでの



ーキングエリア(PA)でトラック運転手の健康チェックを行った。同PAに立ち寄ったトラック運転手の希望者に、看護師2人が血圧、尿タンパク、体脂肪率などを測定。異常が見つかった場合は、病院での検診を勧めた。

運転手の健康管理をしっかりともらい、過労などによる事故を減らす目的。

健康チェックを受けるトラック運転手
赤塚パークキングエリアで

30代の運転手は「定期的に健康診断はやっていないので、とてもありがたい。健康管理をしっかりとしたい」と話した。(川口直康)

職 場 の

労働安全衛生

いのちを守る制度の後退に目を光らせよう

全医労愛知地区協議会 長尾 実さんのお話

国立病院は、2014年に独立行政法人化されていますが、身分は国家公務員として労働条件のほとんどは国家公務員と同様とされ、『就業規則』が定められます。公務員の病気休暇が2011年1月より制度改訂により従来と比べて大きな不利益を伴った改悪がされました。

背景には公務員パッシングの風潮が高まる中で、ごく一部が制度を悪用し病気休暇を繰り返しているとしたマスコミ報道により進められました。

今病院では激務のため、病気をして休めないような状況でうつ病になる人も後を絶ちません。病気休暇制度は元の健康な体にして仕事に励むことができるように、深夜勤の免

除や特定病気休暇制度等の「事後措置」があります。休暇が90日続くと、休職措置により賃金カットが行われます。

制度が変わったことにより、月曜日に取得すると前2日間(土日)が通算され、3日と計算するのです。従来、1月1日から病気休暇を週1回取得すると、90日目は1年6ヶ月後でした。新しい制度では8ヶ月で90日に到達してしまうのです。

病気の性格から復帰に時間がかかる場合も多いのです。知らないうちに制度が変わり、労働者に不利益をもたらさないよう、しっかりと監視していく必要があります。

水野 真佐子

今年の夏は、夫婦そろって、毎週金曜日の午後6時から、高岳町にある関西電力東海支社前で「大飯原発再稼働反対!」「原発いらない!」と再稼働に抗議する人々の中で、私達も叫んでいました。

私は生まれて初めて、集会で掲げるポスターを手作りし、今までの集会で見たセンスのよいポスターを書いた人を尊敬する気持ちになりました。夏祭りの町内会のうちわも、脱原発・再稼働反対のうちわに変身しました。

なぜこんなことになったのか、実は私は福島県いわき市の出身です。昨年の大震災で福島県の浜通り地方は地震・津波で甚大な被害を蒙ったのみならず、福島第一原子力発電所の事故で福島県全体が取り返しのつかない放射能汚染にさらされ、いまだ原発立地付近市町村から避難した人々は帰還の目処も立たない状態です。帰省する度に、食べるのが楽しみだった、海の幸を生み出してくれた沿岸部の太平洋もすっかり汚染されてしまい、私が生まれた町の基幹産業である漁業はいったいどうなるのか……。

事故以来、こんな気持ちを抱えて生活していた私を驚かせたのは、今年6月の野田首相の大飯原発再稼働宣言でした。福島第一の原発事故の原因も明らかにならず、収束の目処もたっていない中で、再稼働しても安全だといい、責任は自分がとると言うのです。どんな責任がとれるというのか、思わず、でたらめ、いんちき、無責任とつぶやきました。

このまま、まるで福島第一原発の事故はなかったように、次々に原発を再稼働させるつもりなのだと思います、私は皆さんと同じように、憤慨し、啞然となりました。

それから、私たち夫婦は、少しずつ、行動し始めました。まず、7月16日に私は東京の代々木公園で行われた「さよなら原発10万人集会」に参加し、代々木公園を埋め尽くした17万人の人々に感動しました。この集会の呼びかけ人の一人である坂本龍一さんは、



水野ご夫妻が参加されている関電東海支社前集会

「たかが電気のために、人の命が危険にさらされている。福島のと、沈黙することは野蛮である。」と思いついた本質をついたスピーチをされました。

一方、夫は同日に名古屋で行われた、今後のエネルギー政策の公聴会に出席しました。その場で発言した中電の社員は「今回の事故で、放射能でなくなった人は一人もいない」といいました。夫は、津波の被害者を助けるいとまもなく避難しなければならなかった福島の人々を愚弄しているような発言に憤慨し、公聴会の持ち方などから、今後の政府の原子力政策・エネルギー政策に強い危機感をもって帰宅しました。

福島の人々を対象にした公聴会で、福島の一人の男性は、大飯原発の再稼働について「脳がメルトダウンしているとしか思えない。」と再稼働宣言をした野田首相を痛烈に批判しました。被害者の悲しみが詰まった本質的な叫びだと思いました。

名古屋でも、関西電力東海支店前で毎週金曜日に抗議集会が開かれていると聞き、7月20日から夫と2人で毎週出掛けようになりました。集まるのは、いつも数百人で、私たちのような老夫婦だけでなく、学生、子供連れのお母さんなどいろいろな世代の方が参加していて、大きなうねりの一端を感じます。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。

公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目しています。あなたも傍聴に参加してください。
署名にご協力ください。

倉田 最高裁上告受理せず

刈谷市職員過労死の過労死事件

10月23日弁護士会議、10月29日事務局会議を開きました。倉田さんの意向を踏まえ、当面ニュースを発行することにしました。

鳥居裁判—高裁

豊橋教員部活動中に倒れ、公災認定を求める

10月26日判決は「被告の控訴を棄却」、高裁も勝訴しました。支援する会は「上告するな」の運動を展開しています。(1・2ページ参照)

関岡パワハラ自死事件—中央審査会

寺井土木取締役、パワハラで自死労災申請

10月2日、中央審査会で意見陳述を行いました。
(内容は 9ページ参照)

新日鉄住金 名古屋人権裁判

鳴海・手塚支援する会

12月9日(日) 13:30～ 知多勤労文化会館で
支援する会結成総会を行います。

12月10日 11:30～鳴海裁判

意見や態度を表明する機会をつくってくれた主催者の方には感謝です。

20万人が参加したといわれていますが、次から次へと国会に押し寄せるデモの人波と反原発の訴えの切実さには元気づけられました。

「大飯を止めろ、今すぐ止めろ、原発いらない、子供を守ろう、未来を守ろう、自然を守ろう」・・・自分自身の切実な要求と合致した今年の夏の抗議行動でした。行動の中で日本の政治のあり方、新聞の報道を初めとする民主主義のあり方など、私のアンテナは少し高く張られるようになった気がします。

吉田裁判—地裁

アイシン労働者腱鞘炎で労災裁判、私傷病解雇

10月30日裁判で宇土医師意見書への反論書に対する意見書の提出を確認しました。労災裁判を重視し取り組みます。次回は12月18日13時10分から法廷で行われます。

市バス運転士山田事件—基金本部審査会

パワハラで自死、公災申請

10月5日支援する会第4回総会を開き、不当な決定に怒りの声が上がりました。現在、基金本部審査会口頭陳述に向けて対策を協議しています。

原田パワハラ自死事件—地裁

社長の暴力で自死、労災は認定、損害賠償請求

10月29日、進行協議で被告は原田さんのミスによる会社が損害を受けたとし、修理にかかった領収書綴りを提出してきた。次回は12月25日13時30分進行協議。

また、7月29日には、2人で上京して、脱原発国会包囲行動に参加しました。推定で脱原発を実現するまで、

「しつこくいうぞ 脱原発」

「あきらめない 脱原発」

「がんばっぺ 福島！」

お詫び：このエッセイは9月号に掲載予定でしたが編集者の手違いで11月号になりました。季節感が外れて申し訳ありません。

当面の日程

月 日	事 項	時間・場所など
11月5日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	新日鉄裁判事務局会議	16:00 南部法律事務所
	ファインシータ不当解雇熊沢裁判	16:30 名古屋地裁
	市バス山田さん事務局会議	18:30 事務所
8日(木)	澤田さん労災申請について打合せ	13:30 事務所
	自治労安全衛生研修会	13:30 労働会館東館ホール
10日(土)	HP 打合せ	10:00 事務所
	労働負担研	大阪
12日(月)	大迫労災申請(四日市労基署)	13:30 四日市労基署
13日(火)	吉田さん打合せ	14:00 共同法律事務所
14日(水)	全国センター臨時理事会	東京
15日(木)	鳥居公務災害認定事務局会議	19:00 豊橋
16日(金)	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00 労働会館2階小会議室
18日(日)	愛知争議団例会	13:30 労働会館2階会議室
19日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	森弁護士ミニ講座「生活保護を考える」	14:00 事務所
	全国過労死家族の会厚労省大臣要請	東京
20日(火)	厚労省要請・基金本部要請	10:00 東京
	過労死防止基本法制定をめざす院内集会	14:00 衆議院議員会館
21日(水)	全国過労死家族の会総会	10:00 東京
22日(木)	高橋さん打合せ	13:00 事務所
23日(金)	愛知センター過労死電話相談110番	10:00~17:00 事務所
27日(火)	西労基署へアスベスト飛散防止要請	13:30 名古屋西労基署
	大名古屋ビルヂング解体現場視察	16:00 名古屋駅前
	ユニオン共同駅前宣伝	18:00 名古屋駅ミッドランド前
29日(木)	過労死出した企業名公表・寺西裁判 高裁判決	15:00 大阪高裁
30日(金)	設楽町トンネル掘削現場調査(建交労)	8:00 出発
	労働局と愛知センターとの懇談会(第2回)	15:30 愛知労働局
	高比良支援する会結成総会	18:30 労働会館2階小会議室
12月3日(月)	事務局会議	10:00 事務所
	判例研究会	18:30 水野法律事務所
4日(火)	東海セミナー準備会	14:00 労働会館2階小会議室
	過労死防止基本法制定を求める100万署名実行委員会	16:00 労働会館2階小会議室
5日(水)	脱原発懇談会	18:30 事務所
7日(金)	全国センター総会	10:30 東京
	第4回弁護士と事務局員交流・居酒屋センター	18:30 事務所
8日(土)	自治労連非正規職員のつどい	13:30 労働会館2階会議室
9日(日)	新日鉄・鳴海さん手塚さん裁判支援する会結成総会	13:30 知多市勤労文化会館
12日(水)	倉田さん事務局会議	19:00 刈谷民商
17日(月)	事務局会議	10:00 事務所
18日(火)	アイシン・吉田裁判、デンソー・高比良裁判	13:10 名古屋地裁
20日(木)	岐阜ニチアス・アスベスト裁判	10:30 岐阜地裁
25日(火)	メイコウアドバンス・原田損害賠償請求裁判	13:30 名古屋地裁
28日(金)	ニュース放送・大掃除・望年会など	10:00 事務所